

事例番号:360113

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 29 週 5 日 - 前期破水の診断で母体搬送され当該分娩機関入院

胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈を認める

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 31 週 0 日

20:20 陣痛開始

21:35 - 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 165 拍/分の頻脈、軽度変動一過性徐脈を繰り返し認める

22:26 臨床的絨毛膜羊膜炎、骨盤位、陣痛発来のため帝王切開で児娩出、骨盤位

胎児付属物所見 臍帯卵膜付着、胎盤病理組織学検査で急性絨毛膜炎(絨毛膜羊膜炎 stage II Blanc 分類)

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:31 週 0 日

(2) 出生時体重:1300g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.35、BE -0.6mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 4 点、生後 5 分 7 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 早産、極低出生体重児

(7) 頭部画像所見:

生後 48 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 2 名

看護スタッフ:看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、出生までのどこかで生じた胎児の脳の虚血（血流量の減少）により脳室周囲白質軟化症（PVL）を発症したことであると考える。
- (2) 胎児の脳の虚血（血流量の減少）の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 子宮内感染が PVL の発症に関与した可能性がある。
- (4) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価（2020 年 4 月改定の表現を使用）

1) 妊娠経過

健診機関および搬送元分娩機関の妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 29 週 5 日、前期破水の診断にて搬送元分娩機関での入院後の管理（子

宮収縮抑制薬投与、分娩監視装置装着)および同日の当該分娩機関への母体搬送は、いずれも一般的である。

- (2) 当該分娩機関での入院後の管理(子宮収縮抑制薬投与、抗菌薬投与、ベクタゾリン酸エステルナトリウム注射液投与、血液検査、分娩監視装置装着)は一般的である。
- (3) 妊娠 31 週 0 日、薬疹疑いのため子宮収縮抑制薬を中止したことは一般的である。
- (4) 妊娠 31 週 0 日、臨床的絨毛膜羊膜炎、骨盤位、陣痛発来のため緊急帝王切開を実施したことは一般的である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

出生後の新生児への対応(酸素投与、バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)および当該分娩機関 NICU 管理としたことは、いずれも一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】母体搬送を伴う症例で児に重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 早産児の PVL 発症の病態生理、予防に関して、更なる研究の推進が望まれる。

イ. 絨毛膜羊膜炎および胎児の感染症や高サイトカイン血症は脳性麻痺発症に関係すると考えられているが、そのメカニズムは実証されておらず、絨毛膜羊膜炎の診断法、治療法はいまだ確立されていない。これらに関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。